

国有林の入林手続きガイド

●入林の場所

地図を確認する。

色がついているところが国有林💡
国有林への立入には届出が必要だよ。



●入林の目的

【届出が必要】

- ・鳥獣の捕獲等をする
- ・ドローンやラジコンを飛行させる
- ・国の職員等が入林する
- ・イベント、取材、調査など

【届出が不要】

- ・登山などレクリエーション目的
- ・以下の施設を利用したい
レクリエーションの森
野営場
登山道、歩道、広場など

●入林届の作成方法

【①目的別に対応する様式に詳細を記入】

- 一般の入林 → 様式 7 2 号
- ドローン等 → 様式 7 3 号
- 鳥獣捕獲等 → 様式 7 4 号
- 国(地公体)の職員 → 様式 7 5 号



【②国有林の地図に入林場所を表示】

→入林届に添付して提出

入林届は入林日の5営業日
前までにご提出ください。



●入林届の提出方法

- ・郵送(一般の入林、鳥獣捕獲等の場合は返信用封筒を同封して送付)
- ・メール(提出書類を1つのPDFデータに統合して提出) ※事前相談は5W1Hで。
E-mail:ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp TEL:054-254-3401
- ・窓口(静岡森林管理署まで持参)

●注意事項

- ・鳥獣捕獲等をする場合は[立入禁止区域図](#)をご確認ください。
- ・動植物の捕獲・採取・伐採や土石の採取などは、法令により禁止されている場合があります。これらの行為を行う場合は、[入林届提出前までに許認可を取得してください](#)(保安林、自然公園(国立、県立)、文化財、鳥獣保護区 など)。
- ・注意事項の詳細は[関東森林管理局のHP](#)や[入林に際しての遵守事項](#)をご確認ください。

●お願い

環境省、静岡県などが事務局を務める富士山における適正利用推進協議会では、[富士山でのルールとマナー](#)を啓発しています。
富士山に立ち入る場合は必ずご一読ください。

